



地域医療を守るには
平良木 哲也(日本共産党議員団)



- Q 地域医療構想は身近な病院潰しではないか。限られた医療資源の活用が肝要である。
 - Q なぜ医師・看護師確保をしないのか。
 - Q 医師を増やす方策も成果を出しつつある。何年後に何人ぐらいまで増やすのか。
 - Q 具体的な数値目標等は持っていない。
 - Q 目標を持たないのでは希望ではない。O E C D並みに増やす必要があるのではないか。
 - Q 地道に増やしていきたい。
 - Q センター病院の収支改善で設計は変わるか。収支改善と設計内容は関係ない。赤字を減らしてからの改築が、最善の施策である。
 - Q 改築と経営改善を同時に行うべきである。令和7年度は経営改善に取り組む。
- 化学物質過敏症への支援を**
- Q 化学物質過敏症の実態把握をしているか。
 - Q 広い市民対象の実態把握は行っていない。
 - Q 正しい理解のために何をしているか。
 - Q 乳幼児健診会場でポスターを掲示している。つまり、何もしていないと言うことではないか。
 - Q 職員の共通認識になる研修はできないか。
 - Q 教育委員会は以前、過敏症の児童生徒向けに特別支援学級を設置したが、現在はどうか。
 - Q 現在はないが、必要があれば設置する。



豪雪時の災害救助法の適用は柔軟に
橋爪 法一(日本共産党議員団)



- Q 内閣府の災害救助法事務取扱要領には、救助の基本的なことがすべて書いてある。雪の被害に遭って助けてという声が上がっているところはすべて救助するというのが基本ではないか。
- Q 要援護世帯除雪費助成制度の対象と、災害救助法の対象は同じだと思っている。労力、資金のない方が対象である。
- Q 内閣府の事務取扱要領では経済的要件は課さないとなっている。そこは内閣府の統括官と一度話をしてほしい。令和7年2月に日本共産党新潟県委員会が内閣府と交渉した際、災害救助法の適用は旧町村単位にこだわることなく、全市適用でもいいという見解だった。これをやれば、災害救助法適用の歴史を変える政策転換になる。救助法には平等の大原則がある。原因が同じで、同じように苦しんでいる人にはすべて手を差し伸べる、これは救助の大原則だ。県とも話して、内閣府とも連絡を取りながら、ぜひ実現してもらいたい。
- Q やれることはやっていきたい。



市長の政治姿勢・センター病院は即着工
宮越 馨(無所属)



- Q 市長の政治姿勢について、なぜ嘘の政治をするのか。私との選挙協定である「政策協定」をなぜ守らないのか。私のノウハウを生かす態勢を作らなかつたから、財政運営も行き詰まり大変なことになっている。このままでは財政破綻となる。税源涵養はしないのか。副市長を4人制にして自分はトップセールスするとしているが、陳情がトップセールスとはあきれ返っている。一体、何をしようとしているのか。
- Q 方向性が同じものはやろうと思っている。
- Q 老朽化が著しい(昭和31年の部分もある)センター病院は、直ちに改築に着手すべきだ。リハビリ棟を残し、敷地内に新築するのだから病院経営しながら別棟として建て替えは何も問題はない。直ちに建築すべきだ。改築費用に対し合併特例債を使おうとしないのはおかしい。利用期限内に使わない場合は市民負担の増加につながる。また、直江津の新潟労災病院は形を変えて残すべきだ。市が直接労働者健康安全機構から移譲を受け、センター病院の分院として病院施設を継続すればよいではないか。
- Q センター病院の着工は2年後としたい。
- Q 議会からの辞職勧告を受けた出処進退は
- Q 市長の出処進退を聞きたい。
- Q 任期いっぱい職責をまっとうしたい。